

役員等報酬及び費用弁償規程

(平成23年 4月 1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人別府隣保館（以下「法人」という。）定款第9条及び24条の規定に基づき、法人の役員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事及び評議員
- (2) 法人が規定する委員会の委員
- (3) 理事長が報酬及び費用弁償の必要を認めた者

(報酬)

第3条 役員等が、その職務のため次に掲げる各号に出席した場合、報酬として日額3,000円を支給する。但し、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

- (1) 理事会、監事会、評議員会
- (2) 法人が規定する委員会
- (3) 会務のため、理事長の要請を受けた業務

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償し、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。ただし、業務の主催者等から費用弁償額相当額が支払われた場合には、これを弁償しない。

2 費用弁償額は、職員の旅費規程に準じて、役員等の居住地から計算し算定された交通費の実費額及び宿泊料とする。

3 旅費の種類は、航空賃、鉄道賃、船賃、車賃、自車賃、日当及び宿泊料とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償は、業務の都度本人に支給する。ただし、連続して旅行した場合等には、月単位で支払うことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正については、理事会の承認及び評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 9月 1日から施行する。